

特別徴収の取扱要領

1. 特別徴収義務者指定番号及び特別徴収税額等の確認について

特別徴収にかかる通知書等を受け取られましたら、必ず内容をご確認ください。記載内容に誤りなどがありましたら、小林市役所税務課市民税グループまでご連絡ください。

特別徴収義務者の指定番号をご確認ください。別紙「市民税・県民税 特別徴収税額の決定・変更通知書」（以下、「市・県民税特別徴収税額通知書」といいます。）に記載されている指定番号は、特別徴収義務者である貴事業所に割り振られた固有番号です。今後、小林市に提出される特別徴収にかかる諸届出書等への記載や電話等での照会の際にこの指定番号をご使用ください。

「市・県民税特別徴収税額通知書」のうち、**特別徴収義務者用（緑色）**は貴事業所の特別徴収対象となっている給与所得のある従業員（以下、「給与所得者」といいます。）の特別徴収税額が記載されています。特別徴収事務で使用しますので大切に保管してください。

納税義務者用（青色）は給与所得者用の通知となり1枚に2名分印刷されています。ミシン目で切り取り、圧着部は開封せずに本人に交付してください。

2. 月割額の徴収方法

「市・県民税特別徴収税額通知書」に今年6月から翌年5月までの給与所得者にかかる月割額が記載されています。**各月に支給する給与から徴収して、特別徴収税額を翌月10日までに納入してください。**

第1回目（6月分）の特別徴収は、6月中に支給する給与から実施して、7月10日までに納入してください。第2回目（7月分）以降は、順次毎月支給の給与から徴収して、翌月10日までに納入してください。6月支給の給与から特別徴収を実施しなかった場合、徴収月と納入月にずれが生じてしまう可能性がありますのでご注意ください。

3. 月割額の納入場所及び納入期限等について

●納入の場所

市税収納取扱金融機関

- (ア) 宮崎銀行本店・各支店・各出張所・小林市役所派出所、宮崎太陽銀行本店・各支店、鹿児島銀行本店・各支店
高鍋信用金庫本店・各支店、九州労働金庫本店・各支店、こばやし農業協同組合各支所
小林市役所税務課・須木庁舎・野尻庁舎・西小林出張所・紙屋出張所

※上記以外の出張所・派出所での取扱いについては各金融機関にお問い合わせください。

(イ) ゆうちょ銀行及び郵便局

- ① 九州管内のゆうちょ銀行及び郵便局で納入する場合・・・特別徴収税額決定(変更)通知に同封されている市県民税特別徴収納入書②を使用して納入できます。
- ② 新たに特別徴収義務者として指定された場合や特別徴収税額の納入で初めてゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合において、九州管外のゆうちょ銀行及び郵便局を利用される場合
→ 「ゆうちょ銀行(または郵便局)の指定について」の要領に基づき、初回納入時に金融機関指定通知書を納入書に添えて納入してください。

(ウ) 国の機関である場合

国庫金振替書により、**日銀経由宮崎銀行小林支店小林市別段口座**あてにお振り込みください。なお、市民税及び県民税割額、または退職手当等所得割額を納入済通知書の裏面(納入申告書)に必ず記入し、合計額を表面の退職所得分へ記入してください。

●納期限

特別徴収税額の月別の納期限は、次のとおりです。

徴収月	納期限	徴収月	納期限
6月分 …	7月10日	12月分 …	翌年1月10日
7月分 …	8月10日	翌年1月分 …	2月10日
8月分 …	9月10日	2月分 …	3月10日
9月分 …	10月10日	3月分 …	4月10日
10月分 …	11月10日	4月分 …	5月10日
11月分 …	12月10日	5月分 …	6月10日

※納期限日が休日・祝日の場合は、翌営業日が納期限日となります。

●特別徴収税額の納期の特例について

下記の要件を満たす事業所は、申請をして承認を受けることで、特別徴収税額の納期の特例を適用することができます。

【要件】

給与の支払を受ける人が常時10人未満(小林市在住問わず)で、滞納や著しい納付遅延がない。

【納期の特例】

年12回毎月納期であるところを、年2回(12月10日、6月10日)の納期で納入します。

※詳細については、お問い合わせください。

4. 納期限までに納入しなかった場合

各納期限までに納入しなかった場合には、督促及び滞納処分が行われます。また、地方税法第326条の規定により延滞金が徴収されます。

5. 給与所得者に異動（退職、転勤等）があった場合

給与所得者が、退職、休職、転勤などの理由により給与の支給を受けなくなった場合、「特別徴収にかかる給与所得者異動届出書」に必要事項を記入し、異動のあった翌月 10 日までに必ず小林市役所税務課市民税グループへ提出してください。

異動届出書の提出の漏れや遅滞があった場合には、納入税額と市の課税額が不一致となることがあり、督促等の対象となったり、納入税額の調整が必要となるなどの不都合が生じてしまいますので速やかに提出してください。

6. 退職等の異動後における未徴収税額の納入について

(ア) 6月1日から12月31日までの退職等の場合

未徴収税額を本人が普通徴収（納税通知書で直接納付）の方法で納入します。ただし、本人の申し出により事業所で未徴収税額を最後に支給される給与または退職手当等から一括徴収して納入することができます。

(イ) 翌年1月1日から4月30日までの退職等の場合

本人の申し出の有無に関係なく、原則として最後に支給される給与または退職手当等から「一括徴収して納入」しなければなりません（地方税法第 321 条の 5 第 2 項の規定による。）。ただし、未徴収税額を超える給与、退職手当等の支給がないなどの理由がある場合には、本人が普通徴収の方法で納付することになります。

7. 年度途中における特別徴収税額の変更について

当初の特別徴収税額を通知した後に、税額の更正などにより変更が生じた場合には、変更分の内容のみを記載した「市・県民税特別徴収税額の変更通知書」を送付します。**変更通知書を受け取られたら、変更となった月割額とその徴収月を必ず確認**し、特別徴収の実施と納入の際に十分にご注意ください。

8. 退職所得にかかる市民税・県民税の特別徴収について

退職所得にかかる個人の市民税・県民税は、所得税と同様に他の所得と区分して、退職手当等が支払われる際に支払者が税額を計算して、退職手当等の支払金額からその税額を特別徴収し、小林市へ納入してください。

◇納税義務者… 退職手当等の支払いを受ける人で、その受けるべき日（通常は退職日）の属する年の 1 月 1 日現在において、小林市に住所がある人

◇税額… 退職手当等の金額から、勤続年数に応じた退職所得控除額を差し引いて得た金額をもとにして、「退職所得に対する市民税・県民税の特別徴収税額早見表」などから税額を算出します。

納入済通知書⑤の裏面にある「個人市民税・県民税納入申告書」に算出税額等の必要事項を記入し、税額の合計額を表面の納入金額(2)退職所得分へ記入してください。

◇納入の方法… 「個人市民税・県民税納入申告書」に必要事項を記入した納入書⑤により、**徴収した月の翌月 10 日までに申告税額を所定の金融機関に納入してください。**

◇退職所得控除額… 次の算式によって計算される額です。

- | |
|---|
| (1) 勤続年数が 20 年以下の場合
40 万円×勤続年数 (80 万円未満のときは、80 万円) |
| (2) 勤続年数が 20 年を超える場合
800 万円+70 万円× (勤続年数-20 年) |

- ※ 退職手当等の支払いを受ける者が、在職中に障がい者に該当することとなって退職した場合には、上記 (1) 又は (2) で算出した退職所得控除額に 100 万円を加算した額が控除されます。
- ※ 死亡により支払われる退職手当等については、相続税法の規定に基づき、相続税の課税対象となりますので、市民税・県民税は課税されません。

9. 給与所得及び公的年金等にかかる所得以外の所得に対する普通徴収の申し出について

納税者に給与所得及び公的年金等にかかる所得以外の所得（事業所得・譲渡所得など）があるとき、これにかかる市民税・県民税額は原則として給与所得にかかる税額と合算して特別徴収することになっています。しかし、納税者が 8 月 30 日までの間に給与所得及び公的年金等にかかる所得以外の所得に対する所得割額の全部、または一部を普通徴収の方法で納付する旨の申し出があった場合には、普通徴収の方法によることができます。給与所得者から申し出があった場合には、速やかに文書等をもってご連絡ください。

特別徴収に関するお問い合わせ先

小林市役所 税務課 市民税グループ

電話 0984-23-0115 (直通)

※お問い合わせの際には指定番号を申し出てください。